

Winter Festa 2012

プラスワンセミナー

酒	税	法
固	定	資 産 税
事	業	税
住	民	税
国	税	徴 収 法

TAC税理士講座 12/24(月)より本格開講！

※ 先行クラス 12/17(月)～

各コース初回講義を、無料で体験受講できます。

開講日に、各校受付へ直接お越しください（予約不要）。

※ コース開講日程につきましては、「通学パンフレット」をご覧ください。

TAC 税理士講座

目次

	ページ
1. 酒税法	1
2. 固定資産税	2
3. 事業税	3
4. 住民税	4
5. 国税徴収法	5

1. 酒税法

1 科目の特徴

酒税は、お酒（酒類）に対して課される税金であり、酒類が日本国内において消費される場合には、国産酒類、輸入酒類を問わずに酒税が課されることになります。

酒税を国に納付しなければならない者は、国産酒類の製造者と輸入業者ですが、製造者や輸入業者により納付される酒税は、卸売業者や小売業者といった流通段階を経て、消費者が購入するまでの間、酒類の価格に含まれて、順次、取引の前者から後者へと転嫁され、最終的に消費者が負担することになります。

なお、酒税法は、消費税法が導入された平成元年度の税制改正に伴い、出題範囲が大幅に削られたため、全11科目の中で最も短期間で合格レベルに達することができる科目です。したがって、学習時間を多く取れない人にとって最適な科目であるといえます。また、会計や他の税法の知識を全く必要としないことから、税理士試験初心者の人でも無理なく始められる科目です。

2 本試験の特徴

(1) 割 合

理論40点、計算60点

(2) 理 論

理論マスターの題数は20題であり、本試験に必要な題数は10題前後です。

なお、本試験においては、応用理論や事例問題が出題されますが、重要性の高い論点（Aランク理論）が繰り返し出題されているため、対策が立てやすいといえます。

(3) 計 算

酒類の判定（原料、製造方法、アルコール分及びエキス分を基に行う酒類の分類）と酒類製造者の1月当たりの納付すべき酒税額を求めさせる問題が出題されます。

なお、本試験においては、酒類の判定が重要となりますので、酒類の製造方法や原料の範囲などの知識を正確に押さえることが重要となります。

2. 固定資産税

1 科目の特徴

固定資産税は、土地、家屋、償却資産（例えば、機械や船舶など）を保有している事実に対して課される税金です。このうち、償却資産は事業用のものだけが課税対象ですが、土地、家屋については、個人の住宅も課税対象になりますので、大変身近な税金であると言えます。

なお、固定資産税は地方税の中でも、市町村税に該当するものであることから、原則として市町村が課税を行うことになります。

また、保有能力に対して課されることから、基本的には価格に税率を乗じることで計算されるため、計算構造が単純です。

固定資産税は、課税権者である市町村が税額を計算し、納税通知書を送付するという方法（賦課課税方式）により課税がされます。そのため、国税などと比較して、実務で固定資産税の知識を使う場合は限られております。

2 本試験の特徴

(1) 割 合

理論50点、計算50点

(2) 理 論

理論マスターの題数は27題であり、本試験に必要な題数は20題前後です。なお、近年は個別理論の出題が中心となっております。

(3) 計 算

出題は、区分所有家屋（分譲マンション）の計算1題と償却資産の計算又は農地の計算1題の計2題の出題になります。特殊な論点が出ない限りは、計算では最終値を合わせるものが求められることになります。

3. 事業税

1 科目の特徴

事業税は法人税や所得税のように、その所得者の給付能力（＝人）に対して課税する租税（人税）ではなく、法人や個人が行う事業自体（＝物）に対して課される税金（物税）です。商売をしていれば当然地元から種々の行政のサービスを受けますが、このサービスに対する利用料として考えられているのが事業税です。

なお、事業税は地方税の中でも、都道府県税に該当するものであることから、都道府県が課税を行うことになります。

商売には個人の商売と会社の商売があります。事業税もこれに合わせて個人の商売に対して課す個人事業税と会社の商売に対して課する法人事業税の2つの内容があります。

個人事業税は、所得税の申告の内容を参考にして各都道府県が税金を計算し、各個人はその税金を都道府県に納める仕組みになっています。

一方、法人事業税は、会社が自社の税金を計算し、これを各都道府県に申告し納める仕組みになっています。新方式の外形標準課税が導入され、話題性の高い事業税の知識は税理士の仕事をするうえで必要不可欠なものです。

なお、個人事業税も法人事業税も、基本的には所得を基礎に法人税と考えを異にする項目を加減算して課税標準額を計算することになりますが、事業税で特に問われるのは、法人税と考え方を異にする部分であるため、法人税や所得税の知識がなくても十分対応できる科目です。

2 本試験の特徴

(1) 割合

理論70点、計算30点

(2) 理論

理論マスターの題数は37題であり、本試験に必要な題数は20数題です。

なお、近年は、個別理論とともに事例問題が出題される傾向にあります。

(3) 計算

納付すべき事業税額を計算させる問題が出題されます。

なお、基本的知識及び計算力を問う内容となっているため、計算ミスのない慎重かつ正確な解答が要求されます。

4.住民税

1 科目の特徴

住民税とは、都道府県・市区町村内に所在する個人と法人に対して課税する税をいい、地方税法では道府県民税と市町村民税として条文が定められております。住民は、住所等所在する地域の行政サービス（教育・福祉・保険・住宅・道路・下水道・消防・清掃等）を受けることから、行政に要する費用の一部を分担することを趣旨として設けられている税です。

住民税では、個人に対して課税する場合には所得税に関する法令を引用し、法人に対して課税する場合には法人税に関する法令を引用することから、住民税を所得税・法人税の地方版として考えることができます。なお、学習をするにあたっては、所得税の知識が必要となることから、所得税の学習経験がある又は同時学習をすることが、この科目を選択するための条件となります。

住民税では、所得税と個人住民税、法人税と法人住民税の関連も学習するので、実務でも有益な科目です。

2 本試験の特徴

(1) 割 合

理論50点、計算50点

(2) 理 論

理論マスターの題数は40題であり、本試験に必要な題数は15題前後です。なお、①住民税独自の内容について問う問題、②所得税と住民税の相違を問う問題、③所得税・法人税の取扱いと住民税の課税を問う問題のいずれかから出題されますが、近年は応用理論の出題が中心となっており、ボリュームも若干多い傾向にあります。

(3) 計 算

過去31回の税理士試験のうち、昭和59年に法人住民税の外国税額控除が出題されましたが、他の年は全て個人住民税からの出題となっております。

近年の本試験での住民税の計算ボリュームは多くないことから、一時間程度あれば十分に解答が可能です。

5. 国税徴収法

1 科目の特徴

国税徴収法の目的は、一言で表現すれば「国税収入の確保」です。つまり、税金を滞納している人の財産（例えば、不動産など）を税務署が差押えて、一般の人に売りに出し、お金に換えて滞納税金に充てていくことです。

では、国税収入の確保のためには、いかなる手段を講じても良いかというところという訳ではありません。

例えば、その滞納者が、金融機関からお金を借りている場合には、売却代金の一部を債権者にも分配していかなければなりません。

また、滞納者自身が災害にあったり、病気にかかったりして税金を払える状態でない時には、納付できる状態になるまで待つてあげたりすることもあります。

以上のように、国税徴収法という法律は、滞納国税の徴収に関する手続きを基調としながら、他の債権者との関係や、滞納者自身の状態等を慮った規定が盛り込まれている法律であると言えます。従って、国税徴収法を学習することにより、他の法律関係や、社会の様々な状況を把握することができます。

2 本試験の特徴

(1) 割合

ほぼすべてが理論

(2) 理論

理論マスターの題数は48題であり、本試験に必要な題数は30題前後です。なお、テーマ1の10題は、計算（配当計算）でも使用しますので、自然に覚えてしまうことが多いです。また、出題の大部分はテーマ3の「滞納処分」の範囲からのものですので山をかけやすい科目であるともいえます。

(3) 計算

国税徴収法の計算の出題は、滞納処分により差し押さえた財産を換価（お金に換えること）しその金銭を各債権者（国税債権を含みます）にどのように配当（分配し分けること）するかを金額で答えることをいいます。また、なぜ、このような配当になるのかをテーマ1の理論を根拠として述べることになります。したがって、この分野も理論であるといえます。所得税法、法人税法、相続税法及び消費税法における納付税額を求める計算とは異なるといえます。



参 考 各科目の問い合わせ先

今回のセミナーで、各科目の概要をおわかりいただけたことと思います。

なお、それぞれの科目についてさらに詳細な内容をお聞きになりたい場合には、各科目の担当講師が、下記の曜日・時間にて電話で対応致します。

日時と電話番号をお確かめの上、お気軽にご連絡ください。

科 目	電 話 番 号	曜 日 ・ 時 間	
		12/9 ～ 12/18	1/7 ～
酒 税 法	03(5276)4025	月 18:30～21:00	月 18:30～21:00
		水 18:30～21:00	木 18:30～21:00
		土 14:30～17:00	土 14:30～17:00
固定資産税	03(5276)4025	月 10:30～13:00	月 10:30～13:00
		水 14:30～17:00	水 14:30～17:00
		金 18:30～21:00	金 18:30～21:00
		土 14:30～17:00	土 14:30～17:00
		日 10:00～12:30	
事 業 税	03(5276)4025	木 18:30～21:00	水 14:30～17:00
			木 18:30～21:00
住 民 税	03(5276)4025	水 14:30～17:00	水 14:30～17:00
国税徴収法	03(5276)4025	月 10:30～13:00	月 10:30～13:00
		水 14:30～17:00	月 14:30～17:00
		土 14:30～17:00	水 14:30～17:00
		土 18:30～21:00	土 14:30～17:00